

川西市スポーツ少年団規約

第1章 総 則

(名 称)
第1条 本団は、川西市スポーツ少年団という。

(事 務 局)
第2条 本団の事務局は、川西市市民生活部内に置く。

(目 的)
第3条 本団は、スポーツを通じ青少年の心身の健全な育成に資することを目的とする。

第2章 事 業

(事業・活動)
第4条 本団は、前条の目的を達成するため、次の事項を行なう。

- (1) スポーツ少年団の育成指導と援助
- (2) スポーツ少年団の指導者及びリーダーの養成
- (3) スポーツ少年団の育成母集団の組織化と育成
- (4) 上部団体の開催する諸行事への参加協力
- (5) 市内外のスポーツ少年団との参加交流
- (6) その他本団の目的達成に必要な事業の開催

第3章 登録・組織

(組 織)
第5条 本団は、川西市内における単位スポーツ少年団の登録をもって組織する。

(加入登録)
第6条 本団の加入登録は、所定の用紙にてこれを行なう。
2 加入登録にあたっては、所定の登録料を同時に納入するものとする。
3 登録団員は、全員財団法人スポーツ安全協会の保険に加入するものとする。

(有効期間)
第7条 加入登録有効期間は、加入の申込みを受けた日から、その年度末日までとし、毎年度ごとこれを更新する。更新の方法は、前条に定めるところによる。

第4章 役 員

(役 員)
第8条 本団に次の役員を置く。

本部長	1名
参与	3名以内
副本部長	2名以内
会計	2名以内
理事	若干名
監事	2名以内

(役員を選出)
第9条 本団の役員選出は、次のとおりとする。
(1) 本部長は、川西市副市長、川西市教育長並びに川西市体育協会会長の推薦に基づき、理事会で承認する。
(2) 副本部長、会計及び監事は、理事の中から互選する。
(3) 参与は、川西市副市長、川西市教育長並びに川西市体育協会役員から本部長が委嘱する。
(4) 理事は、専門部会の委員長、副委員長及び本部長が推薦する兵庫県スポーツ少年団指導者協議会委員となる。

(役員の仕事)
第10条 役員の仕事は、次のとおりとする。
(1) 本部長は、本団を代表し統轄する。
(2) 参与は、本団の運営にあずかり加わり、意見を述べる。
(3) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長事故あるときは、その職務を代行する。
(4) 会計は、本団の会計事務をつかさどる。
(5) 理事は、本団の目的を達成するために事業推進にあたる。
(6) 監事は、会計を監査する。

(役員の仕事)
第11条 役員の仕事は、2年とする。ただし、補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

第5章 専門部会

(専門部会)

- 第12条 専門部会（以下「部会」という）は、専門的事業を実施するため設置する。
- 2 部会は、以下の専門部に所属する単位団から代表指導者又は代表指導者が推薦する指導者1名及び育成母集団から1名計2名の代表委員により構成する。
 - (1) 少年野球専門部
 - (2) バレーボール専門部
 - (3) サッカー専門部
 - (4) 空手専門部
 - (5) 剣道専門部
 - (6) リーダー隊専門部
 - 3 各専門部会に委員長1名、副委員長1名を置き、専門部会を統轄する。ただし、理事会で承認されればこの限りでない。
 - 4 委員長、副委員長は、専門部の中から互選する。
 - 5 部会は、目的を達成するために、以下のことを計画する。
 - (1) 5月5日「子どもの日」の事業に関する事。
 - (2) 「体育の日」の事業に関する事。
 - (3) 川西市スポーツ少年団「本部長杯大会」の開催に関する事。
 - (4) 県スポーツ少年団「交流大会」に関する事。
 - (5) その他、「近畿・全国大会」に関する事。
 - (6) その他、単位団の目的達成に必要な事業の開催に関する事。

第6章 会 議

(総 会)

- 第13条 本団の総会は、専門部会委員をもって構成する。
- 2 総会は、年1回本部長が召集し、必要に応じて臨時総会を召集することができる。
 - 3 議長は、本部長が当たる。
 - 4 総会において、次の事項を審議し決定する。
 - (1) 事業計画及びこれにともなう収支予算に関する事。
 - (2) 事業報告及び決算報告とその認定に関する事。
 - (3) その他重要事項に関する事。
 - 5 総会は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。
 - 6 出席者の過半数をもって決め、可否同数のときは、議長がこれを決める。
 - 7 出席できないときは、議決権をほかに委任することができる。

(理 事 会)

- 第14条 理事会は、役員をもって構成し、本部長がこれを召集し、議長は本部長が指名する。
- 2 理事会は、次の事項を審議し決定する。なお、決定事項は、総会において報告する。
 - (1) 総会議案の作成に関する事。
 - (2) 予算の補正に関する事。
 - (3) 規約の制定、変更に関する事。
 - (4) その他、会議を執行する上での変更事項に関する事。

第7章 会 計

(会 計)

- 第15条 本団の会計は、登録料、補助金、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。

(会 計 年 度)

- 第16条 本団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

第8章 補 則

- 第17条 この規約に定めのない事項は、理事会において決定する。

付 則

(施 行 期 日)

- 本規約は、平成 2年4月 1日より施行する。
本規約は、平成 6年4月20日より施行する。
本規約は、平成 8年5月27日より施行する。
本規約は、平成 9年5月26日より施行する。
本規約は、平成11年5月21日より施行する。
本規約は、平成14年4月25日より施行する。
本規約は、平成20年4月25日より施行し、同年4月1日から適用する。